

高等学校等通学費助成制度のお知らせ



《高校生の通学費をサポートする制度をご利用ください》



伯耆町では、高等学校等に通学する生徒の保護者の経済的負担を支援するため、「(1)通学支援助成金」と「(2)定期乗車券等購入助成金」の制度で助成を行います。該当となれば両方申請することもできます。

申請は、高等学校等に通学した各学年度内に申請ができます。(高等学校入学前の事前申請はできません。)

※高等学校等とは、公立、私立の高等学校、高等専門学校(3年次まで)、特別支援学校高等部、専修学校高等課程。

	(1)通学支援助成金	(2)定期乗車券等購入助成金
申請受付期間	令和7年3月3日～令和7年3月17日	令和6年5月1日～令和7年3月17日まで随時
助成内容	支給対象月(8月及び3月を除く。)の通学費として1月当たり1,000円を助成。(上限10,000円) 《例》4月～翌年3月まで通学した場合、1,000円×10か月=10,000円を助成。	支給対象月(3月を除く。)の通学費として、定期乗車券等の購入額1月当たり7,000円を超えるときに、 <u>超えた額に相当する額</u> を助成。 《例》JR・バス等の1か月の定期乗車券の合計が8,500円の場合、8,500円-7,000円=1,500円を助成。
対象者 (各助成についてすべてにあてはまること)	<ul style="list-style-type: none"> ・伯耆町に住所を有する生徒と同居している保護者 ・生徒は、高等学校等に<u>通学</u>していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・伯耆町に住所を有する生徒と同居している保護者 ・生徒は、<u>県内</u>の高等学校等に通学していること ・生徒は、<u>高等学校等への通学に公共交通機関の定期乗車券等</u>を利用していること ・生徒は、<u>月額7,000円を超える</u>通学費(特急料金を除く)を負担していること
申請手続きのため持参いただくもの	<ol style="list-style-type: none"> ① 保護者の住所及び氏名が確認できる書類(マイナンバーカード、免許証など) ② 学生証の写し又は在学証明書 ③ 認印(自署の場合は不要) ④ 振込み先の確認のため通帳(申請者名義の口座) ⑤ (定期乗車券等購入助成金については)定期乗車券の写し又は使用済みの定期乗車券、回数乗車券原本又は当該回数乗車券の領収書の写し <p>※伯耆町高等学校等通学助成金交付申請書兼請求書は、裏面にあります。また町HPにも掲載しています。</p>	
支給方法	申請をされた保護者の口座へ振込みをします。	
助成対象期間	高等学校等に就学から3年間を上限とします。	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・申請は、<u>各学年度にそれぞれ申請をおこなってください</u>。高校3年間分を一度に申請することはできません。 ・(定期乗車券等購入助成金については、)申請には定期券等の原本又は写しが必要です。<u>紛失すると助成を受けられなくなるため、申請まで大切に保管してください</u>。 ・令和7年4月中に振込をします。 	

◆高等学校等通学費助成制度についての問合せ先

伯耆町教育委員会事務局 総務学事室 電話 0859-62-0927 FAX 0859-62-7172(代表)

伯耆町ホームページにも詳しく載っています。

伯耆町 HP

